

「自動運転社会実装モデル調査事業」実施委託業務 企画提案募集要領

1 業務名

「自動運転社会実装モデル調査事業」実施委託業務

2 業務の目的

本県は、新たなモビリティサービスの創出や自動車産業の振興の観点から、全国に先駆けて、将来の自動運転サービスの実現を目指し、2016年度から先導的に遠隔型自動運転システムなど最先端の技術を活用した自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

2019年度からは、具体的なビジネスモデルを想定した実証実験を行ってきており、2024年度は、社会実装に向けた実証実験を積み重ねるとともに、費用・採算性分析、運行体制・機能、サービスデザインについて調査・検証等を進め、実運行において再現可能なビジネスモデルの構築を目指す。

当委託業務においては、2024年度に実証実験を行うルートにおいて、①安全性・リスクの分析②事業性の分析③社会的受容性の分析④法的課題の分析⑤各地域の実装主体の特性に応じたビジネススキームの具現化⑥実装に向けてのチーム内調整⑦実装までのロードマップの作成を行う。

これらの検証結果を踏まえ、横展開を図れるよう事業モデルの構築を行う。

3 業務の内容

(1) 社会実装を見据えた分析調査計画の策定及び調査・検証・構築の実施

自動運転社会実装モデル構築事業において実施の3地域（ショーケース、集客施設、都心）において、下表のとおり①安全性・リスクの分析（走行ルート
のリスク評価及び必要なインフラの分析）②事業性の分析（費用・採算性の分析）③社会的受容性の分析（アンケート調査等）④法的課題の分析 ⑤各地域の実装主体の特性に応じたビジネススキームの具現化 ⑥実装に向けてのチーム内調整（運行体制メンバーの課題解決）⑦実装までのロードマップの作成を含む分析調査計画を策定すること。

○：主な対象

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
ショーケース	○	○	○	○	—	—	—
集客施設	○	—	○	—	—	—	—
都心	○	○	—	○	○	○	○

また、ショーケースは将来の車内無人化を想定した、車内オペレーション検討を行うこと。加えて、集客施設では歩車混在空間における安全確保手段の検討を行うこと。

調査計画は、以下のア～オを踏まえて策定すること。

ア 自動運転社会実装モデル構築事業の実施事業者と緊密な連絡体制を構築すること。

イ 自動運転社会実装モデル構築事業の実施事業者の想定するビジネスモデ

ルについて、より社会実装に即したビジネスモデルとなるよう情報交換を
すること。

ウ 自動運転社会実装モデル構築事業と連動して、試乗モニターを募り、ア
ンケート調査（必要に応じて試乗していない人へのアンケートも含む）を
行うこと。

エ 各地域の特性に基づいた分析調査計画とすること。

オ 国内外の先進事例を提示し、参照すること。

(2) 業務実施結果報告書の取りまとめ

本事業の実施内容等を業務実施結果報告書として取りまとめること。

(3) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、あいち自動運転推進コ
ンソーシアムでの報告及び、あいち自動運転推進コンソーシアムの会場準備に
協力すること。また、国内外自動運転に関する情報収集を行い、県関係者に向
けたレクチャー（適宜）を行うこと。

4 委託契約期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 17 日（月）まで

5 成果物の提出

(1) 業務実施結果報告書（業務全体の報告書 A 4 判縦 3 部及び電子データ一式）

各業務に係る記録（記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の
収集等）をまとめるとともに、各業務実績等についても詳しく記載すること。
上記とは別に、県 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成するこ
と。

(2) 上記資料を電子ファイル化したもの（CD-R 等）一式

(3) 上記資料は、簡易製本も可とする。写真や図表等を用いてわかりやすくとり
まとめて報告書を作成すること。なお調査等に使用した文献や資料等の出典
は明記すること。

(4) その他、県が指示したものとする。

6 提出場所

上記の成果物は愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室に提出するこ
と。

7 委託業務にあたっての留意事項

(1) 業務委託期間中は、本業務を総括する責任者を 1 名配置し、業務実施方法や
進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のために、定期的に県と連絡調
整を行うこと。

(2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を
含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しない
ものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任に

において処理すること。

- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 本委託業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (9) 「自動運転社会実装モデル調査事業」実施委託業務企画提案募集要領に基づいて提出した企画書の内容を遵守すること。
- (10) 適切な業務推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、業務実施にあたっては、必要に応じて（月2回程度）愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室において打合せをすること。
- (11) 受託者は、本業務により知り得た資料及び事項を本県の許可なく他に利用若しくは漏らさないこと。
- (12) その他、仕様書に定めのない事項は、県との協議により定めるものとする。

8 契約条件

- (1) 契約限度額
5,123,118円（消費税及び地方消費税含む。）
- (2) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。）。
- (3) 委託料の支払条件
業務完了後の精算払いとする。
- (4) 支払額の確定方法
業務完了後、実績報告書に基づき、現地検査の上、支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、対象となる経費の合計となる。このため、すべての経費には支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要と

なるので整備しておくこと。

(5) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託額を決定するため、委託契約額が積算と同じになるとは限らない。

9 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 愛知県の令和6・7年度入札参加資格者名簿（大分類：3 役務の提供、中分類：07. 調査委託、小分類：01. 市場調査、10. 交通関係調査）に登載されていること。
- (2) 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 愛知県税及び国税に未納がないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

10 応募に関する問い合わせ

質問がある場合は、2024年5月2日(木)正午までに電子メールにより連絡すること。問合せは、電子メール（jisedai@pref.aichi.lg.jp）によること（件名は「自動運転モデル調査事業に関する問合せ」とする。）。

なお、質問に対する回答は、産業振興課次世代産業室のWebサイトに5月8日(水)を目途に掲載する。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

11 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、次に示す書類を提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求められることがある。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書 11部

・別添様式1のとおり

(イ) 企画提案書 11部

・別添様式2～6のとおり

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 1部

・別添様式7のとおり

(エ) 添付書類 1部

- ・会社パンフレット等会社の概要がわかる資料
- ・定款

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）、若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

ウ 提出期限

2024年5月15日（水）正午

郵送・宅配便の場合は、できる限り事前に電話連絡すること。

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室デジタル戦略調整グループ

電話 052-954-6136（ダイヤルイン）

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 用紙サイズは、A4縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3判の用紙をA4判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。（複数の事業者で業務を実施する場合は1共同体あたり1案とし、業務実施における責任の所在を明確にすること。）

エ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

1.2 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（1）から（5）の内容について記述すること。

(1) 業務に関する企画等〔様式4〕

ア 本業務の基本方針

業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等について、具体的に記載すること。

イ 自動運転の社会実装を見据えたビジネスモデルの調査・検証・構築計画
ビジネスモデルの効果的な調査・検証（モニター調査等含む。）・構築につながる具体的な内容、方法等を提案すること。

ウ その他

業務実施のスケジュールを示すこと。

(2) 付加提案〔様式5〕

その他本業務をより効果的に実施するための追加事項について記載すること。

(3) 概算費用〔様式6〕

業務の実施に係る概算費用（見積額）の内訳がわかるように項目ごとに記述すること（「愛知県知事」宛としたもの）。

(4) 類似業務の受託実績〔様式3〕

産業振興、地域振興及び雇用・労働に係るもので2021～2023年度の3年度

間に主催又は受託した類似業務（調査等）の企画・運営に係る実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した業務の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、契約金額等、具体的な内容を記述すること。

(5) 業務実施体制及びスタッフの業務経歴〔様式2〕

業務を受託した場合の業務を実施する体制（専門家、組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務を運営する専門家、従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

1.3 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」と言う。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【選定委員会における審査】

審査は、企画提案書に基づく書面審査及び原則対面での提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1者15分程度、説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

(3) 主な選定基準

受託候補者を選定する際のポイントは、次のとおりとする。

- ・業務実施体制：業務実績、業務実施体制は適切か。
- ・社会実装を見据えた分析調査計画は適切か。
- ・調査・検証（モニター調査等含む）の実施内容は適切か。
- ・経費：経費項目、金額は適切か。
- ・社会的価値の実現に資する取組はどうか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2024年5月下旬（予定）に全ての企画提案者に文書にて通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

(5) 契約

受託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議を行い、協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合は次点者が、改めて県と協議を行うこととする。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのま

ま実施することを約束するものではない。

14 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|----------------|
| ・ 5月2日（木）正午 | 質問の締切 |
| ・ 5月15日（水）正午 | 企画提案の締切 |
| ・ 5月下旬 | 選定委員会開催（事業者決定） |
| ・ 5月下旬 | 契約締結、委託業務開始 |

15 その他

- (1) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (4) 次のア～ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定める。

16 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室デジタル戦略調整グループ

電話 052-954-6136（ダイヤルイン）